
埋蔵文化財保護の手引き



令和6年4月

倉吉市

目次

1 文化財保護と埋蔵文化財 1

- (1) 文化財保護法について
- (2) 埋蔵文化財とは
- (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地とは

2 埋蔵文化財の取扱いと事務手続き 2

- (1) 埋蔵文化財包蔵地の照会（遺跡地図による確認）
- (2) 現地踏査
- (3) 試掘・確認調査
- (4) 埋蔵文化財発掘の届出・通知
- (5) 発掘調査終了後の現状保存のケース
- (6) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合

3 一般的な開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー 8

〈様式〉

- ・様式1 踏査依頼書
- ・様式2 試掘・確認調査依頼書
- ・様式3 発掘調査依頼書
- ・様式4 承諾書
- ・様式5 埋蔵文化財発掘の届出・通知

〈資料〉

- ・資料1 文化財保護法（抜粋）
- ・資料2 鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

1 文化財保護と埋蔵文化財

市内には、約3,500ヶ所の周知の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）があります。これらの遺跡は、原始・古代から近世までの長い歴史が地中に埋もれて残っているもので、集落跡・古墳・城館跡・寺院跡等の様々な種類の遺跡があります。これらの貴重な文化財は、文化財保護法により保護されており、埋蔵文化財包蔵地内で開発事業により土地を掘削するなどの場合、所定の手続きが必要です。本書では、これらの手続きについてご説明します。

（1）文化財保護法について

文化財保護法（以下「保護法」という。）は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的として、昭和25年5月に制定されました。保護法では、文化財は国民共有の財産であり、国民は文化財保護行政に協力することの必要性が明記されています。特に埋蔵文化財の保護、保存については、事業者の皆さまの協力によって成り立つものであり、ご理解ご協力をお願いいたします。

（2）埋蔵文化財とは

「埋蔵文化財」とは、「土地に埋蔵されている文化財」のことをいいます。

埋蔵文化財には、住居跡・古墳・城館跡・寺院跡等の遺構と、土器・石器・金属器・瓦等の遺物が含まれます。これら遺構・遺物が埋蔵されている土地を埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼びます。

（3）周知の埋蔵文化財包蔵地とは

周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「周知の遺跡」という。）とは、古墳等のように外見により判断できるものや、表面採集・過去の発掘等によって、既に遺跡として知られている土地をいいます。

この周知の遺跡を地図上に示したものが遺跡地図です。しかし、埋蔵文化財は地中に埋もれているため、明確な範囲を決定しにくく、現在表示している範囲は絶対的なものではありません。将来の調査や工事での発見等により、その範囲は変更されます。このため、遺跡の範囲を知りたい方（特に開発等を計画している方）は、倉吉市経済観光部文化財課（以下「文化財課」という。）で最新の遺跡地図を必ずご確認ください。

2 埋蔵文化財の取扱いと事務手続き

周知の遺跡内で土木・建築工事等を実施する場合、もしくは工事中に遺跡（遺構・遺物）を発見した場合、保護法により一定の手続きが必要になります。ここでは、この手続き方法について解説します。

（1）埋蔵文化財包蔵地の照会（遺跡地図による確認）

開発事業の企画にあたっては候補地が周知の遺跡に該当するか（一部もしくは接している場合も含む）を文化財課の遺跡地図で確認してください。その上で事業区域の設定、計画をしてください。

（2）現地踏査

周知の遺跡を示した遺跡地図は、大縮尺の地図であるため、詳細な部分は表現されていません。また、市内には未確認の区域があり、現地を確認する必要があります。

開発事業の計画段階で文化財課に踏査依頼書（様式1）を提出してください。文化財課の職員が現地を確認したうえで、その後の取扱いについて回答します。

（3）試掘・確認調査

開発予定地の埋蔵文化財の範囲・性格などを事前に確認するために実施するものです。また、（2）の現地踏査では埋蔵文化財の所在が不明瞭で、開発事業との調整に必要な情報が得られない場合も試掘・確認調査を行います。

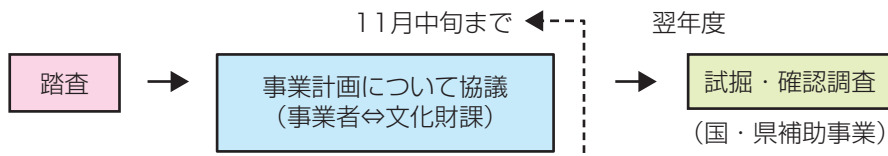


〔調査方法〕

予定地内を通常、幅2mの短冊状（トレンチ）で部分的に掘下げて、調査を行います。（トレンチの長さ・幅は現地の状況で変わります。）掘削の深さは、遺構が確認できる面までで、遺跡により異なります。また、調査日数は、トレンチ数や掘削の深さにより異なります。試掘・確認調査は、原則として開発範囲全体面積の3～5%程度を目安に行います。発掘調査になる場合の費用・期間等を積算する基礎資料を得るためにも、試掘・確認調査が必要です。

〔費用〕

試掘・確認調査は、事業者の費用負担はありません。国・県の補助を受けて実施するため、原則、前年の11月までに事業計画について文化財課と協議してください。



〔調査の流れ〕

①試掘・確認調査依頼書提出（様式2）

- 添付書類・事業等を計画する土地の位置図
 - ・事業等を計画する土地の公図
 - ・事業の概要を示す書類及び図面（現況平面図・計画平面図・断面図等）
 - ・発掘調査の「承諾書」（様式4）※土地所有者が記入
 - ・依頼者と土地所有者が異なる場合、両者の関係が分かる書類

②開発担当者と文化財課職員で現地を確認。開発範囲や地下埋設管等の確認。

③調査の実施（掘下げ→遺構・遺物の確認→記録（写真・図面）→埋戻し）

④調査結果及び取扱いについて文書で回答。

※試掘・確認調査の結果、遺跡が確認された場合には、「発掘調査を行い記録保存をする」「事業区域や工法を変更する」など取扱いについて文化財課と協議をしてください。

（4）埋蔵文化財発掘の届出・通知

〔民間による周知の遺跡を開発する事業の場合〕

周知の遺跡内を開発する場合は、保護法の手続きが必要になります。事業者は工事（発掘）に着手する60日前までに、文化財課を経由して県知事へ保護法（第93条）に基づく「埋蔵文化財発掘の届出」（様式5）を提出しなければなりません。

文化財課の受理した届出は、意見を添えて、県知事に送付されます。その後、県知事から埋蔵文化財の保護上必要な指示が「鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」（平成27年9月 鳥取県教育委員会）に基づき通知され、これにより遺跡の具体的な取扱いが決定されます。その基本的な指示は次のとおりです。

①発掘調査（本調査）

②工事立会

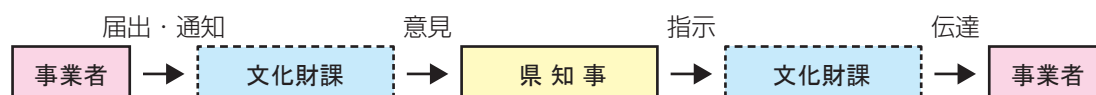
③慎重工事

〔国の機関等による周知の遺跡を開発する事業の場合〕

国の機関等とは国・県・市のことを指します。これらの機関が周知の遺跡内を開発する場合は、工事（発掘）に着手する前にあらかじめ、保護法（第94条）に基づく「埋蔵文化財発掘の通知」（様式5）を提出しなければなりません。

流れは93条の場合と同様となりますので早めに手続きをお願いします。

〔93条届出・94条通知の流れ〕



①発掘調査（本調査）

開発事業によりやむを得ず遺跡を破壊しなければならない時は、その状態を事前に写真や図面等に記録しなければなりません。発掘調査は、現地調査とそのデータ等をまとめる整理作業からなります。最終的に報告書の刊行をもって全ての発掘作業が終了したことになります。（記録保存）



現地調査は、測量作業、重機・人力による掘削作業、遺構・遺物の記録作業等の様々な作業からなります。また、整理作業は、現場で記録した図面や写真等の整理や出土遺物の洗浄・接合・復元・実測等の作業と、これらを報告書として仕上げる作業からなります。これらは、試掘・確認調査結果から予測される遺跡の調査規模・内容等により詳細な計画を立てて実施されます。

〔調査期間〕

調査期間は、調査対象面積や遺構・遺物の量等により異なります。発掘調査の大部分は、人力による作業であり、十分な時間を必要としますので、工事前に必ずこの期間を予定されるようお願いいたします。

〔調査費用〕

調査費は、試掘・確認調査データを基本に、発掘作業から整理作業及び報告書作成に至る工程作業を割り出し、その総作業量を見積もることにより費用等を算出します。

■「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」（平成12年9月 文化庁）

■「鳥取県における開発事業に伴う埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準」

（平成28年3月 鳥取県教育委員会）

〔調査費用負担〕

発掘調査に係る費用は原則として、営利を目的とした開発などの原因者（受益者）の負担となります。発掘調査に係る費用は、現場における発掘調査に要する費用、出土遺物の整理作業や報告書作成に要する費用等です。なお、個人の専用住宅の建設等に係る発掘調査の費用については、国庫補助制度がありますので、ご相談ください。

〔調査対象範囲〕

調査対象となるのは、計画地において埋蔵文化財が確認された地域の中で、開発事業により影響を及ぼす範囲です。



〔発掘調査の流れ〕 ※市が発掘調査を行う場合

- ・発掘調査依頼書提出（様式3）

添付書類・調査地の位置図

- ・事業等を計画する土地の公図
- ・事業の概要を示す書類及び図面（現況平面図・計画平面図・断面図等）
- ・発掘調査の「承諾書」（様式4）※土地所有者が記入
- ・依頼者と土地所有者が異なる場合、両者の関係が分かる書類

- ・発掘調査費用・調査時期・工程などについて回答

- ・契約（原因者⇔市）

- ・開発担当者と文化財課職員で現地を確認。開発範囲等の確認

- ・現地調査の実施

- ・現地調査終了報告 → 工事着手可 ※重要な遺跡の場合は保存協議 P7（5）

- ・内務整理作業

- ・発掘調査報告書の刊行

- ・実績報告

- ・調査経費支払（調査期間中に概算払いをお願いする場合があります。）

②工事立会

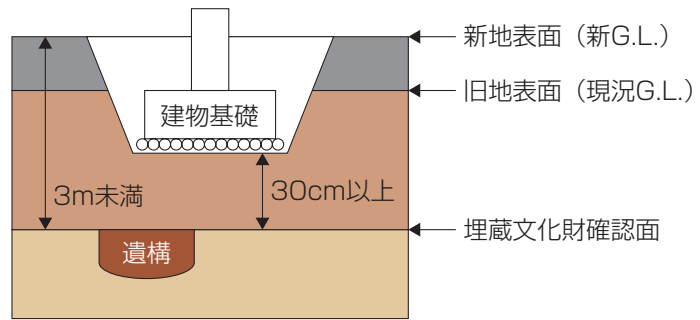
工事の掘削時に文化財課職員が立ち会うものです。工事の実施に際しては日程調整など必要な配慮をお願いします。

ただし、立会中に対応しきれないほど遺構・遺物が発見された場合等は、その場で工事を中断していただき、発掘調査を実施する等の対応が必要となります。

③慎重工事

埋蔵文化財が確認された上面から30cm以上の保護層が確保される場合は「慎重工事」

の指示となります。ただし、3m以上の盛り土を伴う工事の場合は、発掘調査が必要です。地下の状況に対して、慎重に工事を実施していただきます。工事中に遺構・遺物が発見された場合、直ちに文化財課に連絡をしてください。



(5) 発掘調査終了後の現状保存のケース

発掘調査は、記録保存の措置として実施されるもので、現地調査終了後は、工事の実施等が認められることとなります。しかし、発掘調査の結果により遺跡を現状保存する価値が高いと考えられた場合、事業者と行政等の関係者により協議が行われ、以下の措置がとられるケースがあります。

- ①国等が「史跡」に指定し、その遺跡の全域又は一部を買収し、保存する。
- ②事業者の協力を得て、事業計画を変更して遺跡の一部を保存する。

(6) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合

〔民間による工事で埋蔵文化財を発見した場合〕

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地域において、工事施工中などに埋蔵文化財を発見した場合、保護法（第96条）により、土地所有者又は占有者は、その現状を変更することなく、遅滞なく書面によって文化財課を経由して県知事に届出しなければなりません。埋蔵文化財発見届の提出により、県知事が保護のため調査を行う必要があると認める場合には、工事の中止・停止等の命令を出すことができ、周知の遺跡の場合と同様の取扱いを受けます。

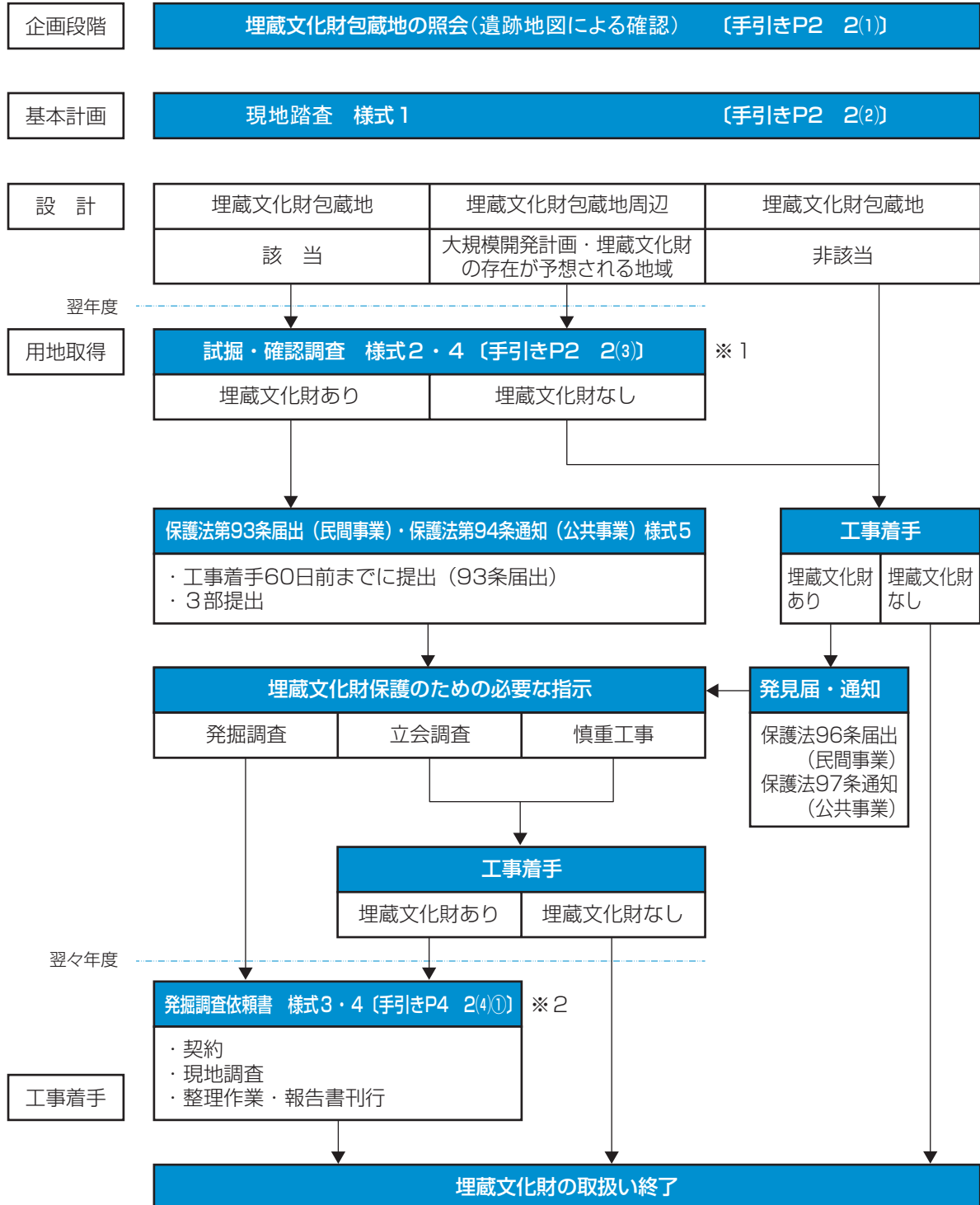
〔国の機関等による工事で埋蔵文化財を発見した場合〕

これらの機関が行う工事で埋蔵文化財が発見された場合、保護法（第97条）により、その現状を変更することなく、遅滞なく書面によって文化財課を経由して県知事に通知しなければなりません。

○各様式のデータは倉吉市のホームページでダウンロードできます。

3 一般的な開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー

(開発事業の流れ)



※1 分布踏査及び試掘・確認調査は倉吉市が行います。

試掘・確認調査は国・県補助事業として実施するため、前年の11月中旬までに事業計画についてご協議ください。

※2 倉吉市が発掘調査を行う場合。

年 月 日

倉吉市長 様

住 所
氏 名
連絡先

文化財の踏査について（依頼）

年度に実施を計画しております次の事業に係る文化財について現地踏査
をお願いします。

記

1 事 業 名

2 事業区域の住所及び面積

倉吉市_____

3 事業予定年月日

着 手	年	月	日
完 了	年	月	日

(添付書類)

(1) 位 置 図

(2) 計画平面図（現況平面図・計画平面図・断面図）

年 月 日

倉吉市長 様

住 所
氏 名
連絡先

埋蔵文化財の試掘・確認調査について（依頼）

年度に実施を計画しております次の事業の施行区域に係る埋蔵文化財の試掘・確認調査について、関係書類を添えて依頼します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の住所
- 3 事業区域の面積
- 4 事業予定年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

（添付書類）

- （1）事業等を計画する土地の位置図
- （2）事業等を計画する土地の公図
- （3）事業の概要を示す書類及び図面（現況平面図・計画平面図・断面図等）
- （4）発掘調査の「承諾書」（土地所有者）
- （5）依頼者と土地所有者が異なる場合、両者の関係が分かる書類

年 月 日

倉吉市長 様

住 所
氏 名
連絡先

埋蔵文化財の発掘調査について（依頼）

年度に実施を計画しております次の事業に係る埋蔵文化財の発掘調査について、関係書類を添えて依頼します。つきましては、発掘調査に係る経費の見積書及び調査計画書の提出をお願いします。

記

- 1 事業名
- 2 調査地の住所
- 3 調査地の面積

（添付書類）

- （1）調査地の位置図
- （2）事業等を計画する土地の公図
- （3）事業の概要を示す書類及び図面（現況平面図・計画平面図・断面図等）
- （4）発掘調査の「承諾書」（土地所有者）
- （5）依頼者と土地所有者が異なる場合、両者の関係が分かる書類

承 諾 書

次の土地における発掘調査を承諾します。

発掘された出土品については、文化財保護法の主旨を尊重し、

関係法令の定めるところにより処理することを承諾します。

調査地の住所 _____

年 月 日

[土地所有者]

住 所 _____

氏 名 _____

倉吉市長 様

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地について土木工事等のため発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・第94条第1項〕の規定により、別記1の事項について関係書類を添付し、別記2のとおり〔届出・通知〕します。

別 記 1

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名または名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称ならびに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名ならびに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付事項】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図ならびに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記 2

93 条第 1 項・94 条第 1 項

市町村文書番号

文第

号・

年

月

日

・

年

月

日

1. 所在地			
2. 調査面積	m ²		
3. 土地所有者	氏名等：		
	住所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	遺跡	員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 宅地造成 区画整理に伴う 公園造成 学校 住宅 工事 その他建物 () ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 その他の開発 ()		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名：		
	住所：		
7. 施行責任者	氏名：		
	住所：		
8. 着手予定時期	年	月	日
9. 終了予定時期	年	月	日
10. 参考事項			

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
------	------	------	------	---------

起案	決裁	発送	引継

(注意事項)

- ※ 太線内は届出・通知者が記入
- ※ 指示事項欄は都道府県教育委員会で記入
- ※ 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

文化財保護法（抜粋） 昭和25年5月30日法律第214号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2）演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3）衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- （4）貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡^{りょう}で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- （5）地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- （6）周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要が

あると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部につ

いて、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合には、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合には、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、そ

の旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第104条 第100条第1項又はに規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。

5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

第13章 罰則

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
- (2) 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (2) 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (6) 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (2) 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第

172条第5項で準用する場合を含む。)、第34条(第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。)、第64条第1項(第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。)、第65条第1項(第90条第3項で準用する場合を含む。)、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項(第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

1 目的

本基準は、文化財保護法（昭和25年法律第214号、平成16年法律第61号改正。以下「法」という。）に基づき、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が平成10年6月に報告した「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」を受けて通知された、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付庁保記第75号）で、都道府県教育委員会が管内の市町村で埋蔵文化財の取扱いに差異が出ないように客観的、標準的な基準を策定することを求めている。

また、平成12年3月29日付けで中国・四国ブロック文化行政主管課長会議が「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」を策定し、本県では、各市町村教育委員会教育長等宛に通知（平成12年7月13日付文第246号）して周知を図った。

そこで、上記の経緯を踏まえて、鳥取県内での埋蔵文化財の取扱いの標準化を目的として、本基準を定める。

2 用語の定義

- (1) 埋蔵文化財 法第92条第1項で規定された「土地に埋蔵されている文化財」をいう。
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地 法第93条第1項で規定された、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」をいう。
- (3) 本発掘調査 開発事業等に際して影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘調査し、詳細な記録を作成することによって保存を図る措置をとることをいう。
- (4) 工事立会 工事の施工に際して、原則として当該市町村教育委員会の埋蔵文化財担当の専門職員が立会い、遺構、遺物が確認された場合には、必要に応じて記録を作成する等適切な措置をとることをいう。
- (5) 慎重工事 周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業等を行うものであることを十分に認識の上、慎重に施工することをいう。
- (6) 分布調査 埋蔵文化財の有無を地表面や地形の観察等で把握する調査をいう。
- (7) 試掘調査 埋蔵文化財の有無が地表面や地形の観察等からでは判断できない場合に、埋蔵文化財の有無を把握するため、部分的に実施する発掘調査をいう。
- (8) 確認調査 開発事業等に際して影響を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地を部分的に発掘調査し、その保護のための開発事業等との調整およびやむを得ず記録保存の措

置を講じざるを得なくなった場合の範囲決定、性格・内容等の概要把握および本発掘調査に要する経費の積算等に資する情報を得るために行う調査をいう。

3 埋蔵文化財として取扱う範囲の把握、決定及び周知について

(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲について

埋蔵文化財包蔵地として取扱う範囲は、本基準別表1のとおりとする。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について

①埋蔵文化財包蔵地の把握は、各市町村教育委員会が行うことを基本とする。

このため、市町村教育委員会は、管内で埋蔵文化財包蔵地の有無が確認されていない未踏査地域等がないようにするために、継続的かつ計画的に分布調査や試掘調査を行うよう努めるものとする。また、埋蔵文化財包蔵地が隣接市町村にまたがって確認された場合は、当該教育委員会間で範囲に齟齬が生じないように調整するものとする。

②県教育委員会は、把握された埋蔵文化財包蔵地について当該市町村教育委員会と協議し、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。

③新たに発見された埋蔵文化財包蔵地については、法第96条第1項および法第97条第1項に基づく遺跡発見の場合は、その届出等を県教育委員会が受理した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとし、法第99条に伴う発掘調査または教育委員会が行う分布調査で発見した場合は、発見した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとする。

(3) 決定された埋蔵文化財包蔵地の周知について

①県教育委員会は、決定した周知の埋蔵文化財包蔵地について周知を図るため、遺跡（古墳、古墳群）台帳に登載するとともに、全県にわたる遺跡分布地図（縮尺は原則1万分の1）を作成する等の必要な措置を講じるものとする。

②市町村教育委員会は、県教育委員会と綿密な連携を図ることにより、周知の埋蔵文化財包蔵地を適正に管理し、周知の徹底に努めるものとする。

4 記録保存のための発掘調査等の措置を講じる場合の取扱い基準

(1) 本発掘調査を要する範囲の決定について

各市町村教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等に関しては、可能な限り早期に事業計画を把握した上で、これまで行われた分布調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査と本発掘調査経費の積算に必要な十分な範囲と面積の確認調査を実施し、まず開発事業者に対し、当該埋蔵文化財の文化財としての重要性

を十分理解してもらうことを目的として現状保存に向けた協議を行うものとする。
しかし、その結果においても、やむを得ず、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状を改変せざるを得ない場合は、法に基づく届出または通知により、県教育委員会が本基準「別表2」のとおり本発掘調査が必要な範囲を決定するものとする。

(2) 開発事業者との円滑な調整について

開発事業者との調整の経過については、文書で逐次記録化し、その内容を相互に確認する等、調整者間で認識の齟齬が生じないように努めるものとする。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地で開発事業等を行う場合の取扱い基準について

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等については、原則として本基準「別表3」に示すとおり取扱うものとする。

5 非常災害関連

(1) 非常災害に関連する応急措置は、法第96条及び第97条の非常災害時の規定に準拠する。

(2) 緊急を要する復旧工事、移転地造成および仮設住宅建設等の場合は事前協議を行い、埋蔵文化財が存在し、本発掘調査が必要となった場合は、調査者の安全を確保し、被災地住民の生存権および生活権を考慮しながら、可能な限り発掘調査を実施する。

(3) 本格的な復旧工事の場合は、原則として、本基準による取扱いを準用する。

6 その他

(1) 基準の見直し

本基準は、埋蔵文化財の調査技術の進歩等に応じて、県教育委員会と市町村教育委員会で協議の上、必要により見直すことができるものとする。

(2) 適用

本基準は、平成27年9月30日から適用する。

【別表1】

埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

時 代	取 り 扱 い
おおむね中世までに属する遺跡	埋蔵文化財として取扱う。
近世に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において必要なものを埋蔵文化財として取扱う。
近現代に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において特に重要なものを埋蔵文化財として取扱う。

【別表2】

本発掘調査を要する範囲の決定

これまで行われた発掘調査、文献調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査、確認調査を実施した上で下記のとおり決定する。

埋蔵文化財のあり方		本発掘調査を行う範囲
1	遺構が単独の場合	個々の遺構のみを範囲とする。
2	遺構が歴史的な意味あいをもつ群をなす場合	群全体を範囲とする。
3	ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合	各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味や歴史的性格を考慮して判断する。
4	周囲に遺構が存在する広場等、歴史的意味がある空間と考えられる場合	遺跡の時代や遺跡の性格等を考慮しつつ、原則として遺構の範囲とする。
5	顕著な遺構は確認できないが、祭祀場跡のように遺物の出土状況が人為的な営為の結果と認められる場合。	全体を範囲とする。
6	(1) 遺物包含層のみだが一定量の遺物がまとまって包含される場合 (2) 遺物が散漫に包含される場合でも、それが地域や時代の特性として有意と認められる場合（例、旧石器時代等）	県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、その時代や歴史的意味、歴史的性格を考慮して、範囲を決定する。

埋蔵文化財のあり方		本発掘調査を行う範囲
7	規格性のある区画や、類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（事例：田畑および近世の都市、集落等を構成する道路、木樋、側溝等）	以下を総合的に勘案したうえで範囲を決定する。 ①地域性 ②遺構の遺存状況（現在の市街地との重複等による） ③発掘調査で得られることが予想される情報の内容 ④考古学的情報以外の資料（絵図等の古文書資料）から得られる情報

【別表3】

法による届出等に基づいて行う発掘調査等の必要な措置に関する要件

取扱い	要件	適用事例
1 本発掘調査	(1) 掘削・造成工事等により埋蔵文化財が破壊される場合。	①左に該当するすべての開発事業等（地表で確認できる遺構（古墳、中世城館等）を盛り土造成する場合を含む。）
	(2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。	②掘削等を伴う事業により直下の遺構面または遺物包含層との間に30cm以上の保護層が確保できない場合。 ③土壌改良工事に使用する機材、薬剤等が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合。 ④将来的な利用計画、地下埋設物または附帯施設計画があり、その計画が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合。 ⑤掘削等により埋蔵文化財に影響が及ぶ部分とそうでない部分、あるいは埋蔵文化財に影響が及ぶ部分と盛土・埋立ての部分が著しく交錯する場合。 ⑥その他、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合。
	(3) 一時的な工作物の設置や盛土、埋立ての場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。	

取扱い		要件	適用事例
1	本発掘調査	(4) 恒久的な工作物の設置や盛土、埋立により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。	<ul style="list-style-type: none"> ⑦「道路構造令」による道路等（将来的に国または地方自治体が管理する公道に移管される予定の道路を含む。） ⑧「河川法」による河川等の堤防敷及び低水路 ⑨「特定多目的ダム法」または「工業用水道事業法」で規定された貯水ダム、貯水施設の常時満水域以下及び堤体 ⑩「砂防法」により設置される砂防堰堤の堤部及び砂防ダムで堆積した土砂を撤去しない計画の場合の堆積最上位以下 ⑪「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物最終処分場の埋め立て部 ⑫「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道敷、橋梁等の鉄道関連施設 ⑬「航空法」による滑走路、誘導路等の空港関連施設 ⑭「港湾法施行規則」による埠頭、岸壁等の港湾関連施設 ⑮「港湾法」による防波堤、防潮堤 ⑯厚さ3m以上の盛り土、埋め立てを伴う開発事業等 ⑰「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地における急傾斜地崩壊防止施設 ⑱その他、開発事業で埋蔵文化財の保存措置が困難な場合
2	工事立会	(1) 通常の発掘調査の実施が物理的に不可能な場合。	<ul style="list-style-type: none"> ①概ね掘削幅が1m未満の狭小地 ②「労働安全衛生規則」に基づく安全確保ができない対象地
		(2) 開発事業が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合。	
		(3) 一時的な工作物の設置や盛土、埋立で、現地で状況を確認する必要がある場合。	

取扱い		要件	適用事例
2		<p>(4) 恒久的な工作物の設置や盛り土、埋め立てであるが、施工後であっても必要な発掘調査が可能な場合。</p>	<p>③「道路法」による道路の植樹帯、緑地帯（路側・インターチェンジループ内）、歩道、側道部分</p> <p>④高架、橋梁の橋脚（ピア）、橋台（アバットメント）の工事範囲外</p> <p>⑤「道路構造令」によらない、または準じない農道、工事用仮設道路等（1-(4)-⑧を除く）</p> <p>⑥道路拡幅、道路改修工事の既存道路部分</p> <p>⑦「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道は「道路法」による道路等に準拠</p> <p>⑧建築物</p> <p>⑨「河川法」による河川の高水敷</p> <p>⑩「特定多目的ダム法」、「工業用水道事業法」による当該ダムの常時満水位以上でサーチャージ水位以下及び「砂防法」により設置された砂防堰堤及び撤去計画がない土砂堆積最上位以下以外</p> <p>⑪野球場、競技場</p> <p>⑫駐車場、公園、緑地、墓地</p> <p>⑬ゴルフ場、スキー場</p> <p>⑭農業基盤整備事業（公道部分を除く）</p> <p>⑮土地区画整理事業（公道部分を除く）</p> <p>⑯厚さ3m未満の恒久的な盛り土または埋め立て</p>
3	慎重工事	<p>既往の調査成果や試掘調査、確認調査等により、周知の埋蔵文化財包蔵地の中で「本発掘調査」または「工事立会」の必要がないと判断できる場合</p>	



【お問い合わせ】

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1
倉吉市経済観光部文化財課

TEL : 0858-22-4419

FAX : 0858-22-2303

平成28年3月 刊行

令和6年4月 改訂